

## 陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）仕様書

### 1. 委託事業名

陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

### 3. 目的

伊万里・有田焼を始めとした陶磁器は佐賀県が日本国内のみならず世界に誇る伝統的工芸品である。また、本県の大きな産業の一つであるため、国内の市場開拓に加え、海外への市場開拓にも積極的に取り組んできた。特に、近年は、地理的にも近く、経済的成長著しい中国・親日家の多い台湾への市場開拓に力を入れてきたところである。新型コロナウイルス感染症も落ち着きつつあり、世界的な人流・物流が活発になることから、この機を逃さず、輸出に意欲的な陶磁器事業者をより深く掘り下げて支援することで、台湾市場におけるより一層の販路拡大を図る。

### 4. 委託業務の内容

以下の（1）から（3）を実施することとし、業務を遂行するにあたっての事前取材、調査、調整等も含むものとする。また、以下に定めるもののほか、別途締結する契約書に定められたものとする。

#### （1）販路開拓戦略策定支援業務

- ア 佐賀県内の陶磁器関係事業者で台湾市場への輸出に意欲的な事業者を7社以上選定（以下、事業者とする。）すること。
- イ 事業者が主体となって、輸出戦略や課題解決に取り組む支援を行うこと。
- ウ 佐賀県内の陶磁器業界について精通しており、陶磁器関係事業者への支援実績がある者を専門家として1名配置すること。

#### （2）現地テストマーケティングの企画、運営等に関する業務

- ア 現地テストマーケティングの企画、運営、会場設営等全般
  - ・ 5日間以上の台湾でのテストマーケティングを1回実施すること。
  - ・ 開催場所は、佐賀県の陶磁器の「本物」を伝えるのにふさわしく、かつ、感度の高い消費者及びバイヤーをより多く集客できる場所を選定すること。
  - ・ 台湾の小売店、輸入代理店、ECショップの有力バイヤーと1事業者1社以上の商談を実施すること。

- ・翻訳や通訳によるコミュニケーション支援を行うこと。
- イ テストマーケティング後は、事業者に対して、フィードバックを行い、今後の販路開拓につながるよう支援を行うこと。

### (3) 営業ツールの作成

簡体語の営業ツールを作成し、事業者やその商品について、より印象深く来場者等に伝わるように工夫すること。

### (4) 上記以外の業務

- ア 業務全体のスケジュール、進行管理を行うこと。
- イ その他、実施に係る業務全般

## 5. 成果物等

以下の成果物をデータ及び紙ベースで1部納品するものとする。

- ・実績報告書
- ・バイヤーの情報、事業者へのフィードバックの内容、成約件数や内容等
- ・4の(1)～(3)で作成した制作物等

## 6. 代金の支払方法

前金払・完了払

## 7. 予算額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 8. その他

- (1) 本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。
- (2) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- (4) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託

業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 新型コロナウイルスおよび天災等の影響で、「4. 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。